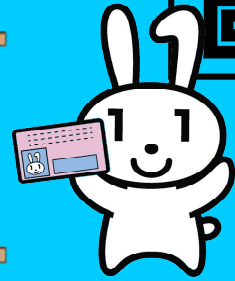


令和3年3月下旬(予定)から
マイナンバーカードの健康保険
証利用が始まります。



医療機関や薬局の受付で
マイナンバーカードを
顔認証付きカードリーダーに
かざすだけ!

カードの顔写真を機器で確認します。
※顔写真は機器に保存されません。

● 顔認証付きカードリーダーで受付が自動化!

- ・ 受付の自動化により、人との接触が最小限になります!
 - ・ 資格確認がスピーディになり、受付の待ち時間の短縮が期待できます!
- ※これまでの健康保険証も受付窓口で使用可能です。

● 転職や結婚等ライフイベント後、保険証発行前でも受診可能!

※医療保険者への届出は引き続き必要です。

● 窓口での限度額を超える医療費の一時支払いが不要!

注意

受診される医療機関等に専用の設備がない場合、マイナンバーカードを
保険証として利用することができません。
事前に受診される医療機関にご確認ください。

保険証利用には事前に登録が必要です

申請方法詳細は特設ページで確認出来ます。

https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html

市役所でも次の課で登録サポートを行っています。

本庁:ほけん課、市民課

須木庁舎:住民生活課

野尻庁舎:住民生活課



来月は
マイナポイントを
もらうなら
マイナンバーカードの
申請は3月中に!!
詳しくは次号で!!



【休日開庁日のお知らせ】 ※マイナンバーに関する業務に限ります。

日時 3月14日(日) 午前9時~午後5時

窓口 市民課

【延長窓口】 ※市民課のみです。

毎週木曜日(祝日を除く)午後7時まで

【お問い合わせ】

● マイナンバーカードの健康保険証に関すること

小林市役所 ほけん課 電話 0984-23-0116

● マイナンバーカードに関すること

小林市役所 市民課 電話 0984-23-1112